

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成19年9月28日(金)	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員(欠席)	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成19年2月1日~平成19年8月31日	
抽出案件		3	(備考)
一般競争入札		5	
指名競争入札		70	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(0)	
1千万円以上5千万円未満		(18)	
5百万円以上1千万円未満		(16)	
3百万円以上5百万円未満		(15)	
3百万円未満		(21)	
随意契約		3	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問 次のとおり	回 答 次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問・意見	回 答
質問なし	

2 指名停止措置に及び入札制度改正等について

【事務局より、期間内の指名停止措置について、また、今年度行った制度改正について説明】

質問及び意見	回 答
今回、工事成績に対する加点減点の幅を大きくすることや、工事の検査評点が低い場合、1件あたりでの減点を行うなどの制度改正がなされているが、この制度改正については、いつから実施されているのか。	7月1日、格付け決定と同時に新制度を施行している。

【事務局より抽出事案4件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件 名	入札等方式	指名競争入札：指名業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者	条件付一般競争入札：参加資格設定理由	
1	走瀧小学校屋内運動場 建築主体工事	条件付一般 競争	資格審査会による入札参加資格について。 以下は基本的要件以外。 地域要件・・・主たる営業所が熊本県内にあること。 経営審査総合評定値・・・建築一式工事において900点以上であること。 施工実績・・・過去10年以内に対象工事と同種工事の施工実績があること。 監理技術者又は主任技術者・・・1級建築施工 監理技師又は1級建築士の資格を有する もので、3ヶ月以上の雇用関係があるものを専任で配置できること。	74.77
		市外23社		
2	建道・扇谷線改良工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	98.22
		市内15社		

3	花園地区配水管布設改良工事(1工区)に伴う消火栓移設工事	随意契約	<p>「指名審査方針」による。</p> <p>水道施設工事であり、市内の有資格者より指名。</p> <p>本工事と同種工事の実績を有する。</p> <p>以前に発注した工事と密接に関連し、付帯工事と考えられるものとして随意契約方式を採用。</p>	93.01
<p>『抽出事案について』</p> <p>まず、全ての入札の中で、契約金額の最も大きいものを1件。</p> <p>次に、指名競争入札を行ったもので、落札率が最も高いものを1件。</p> <p>随意契約方式によるものの中から1件。</p>				
<p>随意契約について</p> <p>地方自治法施行令にある、「随意契約によることができる場合」の中の要件にある、「著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」に該当するものと考えてよいか。</p> <p>なお、この契約を行う時、予定価格は公表するのか。</p> <p>予定価格を上回る額の見積もりが提出された場合はどうなるのか。</p> <p>70%台の落札率の入札もあっているようだが、品質の確保については問題ないか。</p> <p>条件付一般競争入札において、JV企業の参入は可能なのか。</p>		<p>随意契約を行った理由はそのとおり。</p> <p>詳しく申し上げますと、随意契約によることができる場合を定めている、地方自治法施行令第167条の2第7項にある、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが出来る見込みのあるとき」に該当する案件。</p> <p>1社による見積もりの際には、予定価格は公表していない。</p> <p>予定価格に達しない場合はその後2回、合計3回まで、辞退がない限り、見積もりを徴することができることとなっている。</p> <p>市としては、適正な施工監理を徹底している。</p> <p>また、懸念されるように、落札率が低いものが工事検査評点が低いかということ、そういうことも見受けられない。</p> <p>指名の段階においても、実績などを考慮しており、現在のところ、落札率と品質が比例していることはないと考えている。</p> <p>可能である。しかし、最近のJV企業入札には談合の疑いがかかるなどあっているようなので、現在のところ、積極的に採用する方針はとっていない。</p>		

(閉会)